

## 三条市安全・安心なまちづくり推進計画（第2次計画）素案の概要

### 1 計画の位置付け

三条市安全・安心なまちづくり条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性を定め、「安全・安心なまちづくり」に必要な取組について整理、体系化したもの

### 2 計画の概要

#### (1) 計画期間 平成30年度～34年度(第2次計画)

#### (2) 基本的な方向

市民が安全に安心して暮らすことができる三条市を実現するため、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の3つの基本的方向による防犯を推進するための各種事業に、市民、事業者等、行政、警察が連携・協力して取り組んでいきます。

#### (3) 基本目標及び評価指標

ア 基本目標 安全・安心な三条市の実現

#### イ 評価指標

数値目標	刑法犯 認知件数	現 状		目 標	
		平成28年	491件	平成34年	393件
重要課題の 成果目標	特殊詐欺	平成28年	件数11件 金額1,860万円	毎年、前年より減少させる。	
	窃盗犯	平成28年	345件	毎年、前年より減少させる。	

#### (4) 施策の体系

別紙のとおり

### 3 現行計画からの変更点

#### (1) 重要課題の設定

当市の犯罪発生状況を踏まえた重要課題を新たに設定し、取組の強化を図ります。

#### ア 重要課題

- ① 特殊詐欺被害防止対策
- ② 鍵かけ防犯対策

#### イ 成果目標

2(3)イのとおり

(2) 具体的な事業

ア 新規事業

- ・ I - 1 - ③ 「新潟県特殊詐欺・悪質商法被害防止の日」の実施
- ・ III - 1 - ④ 三条市通学路安全推進会議

イ 廃止事業

- ・ I - 2 - ② 情報共有化の仕組みの構築、活用
- ・ II - 1 - ③ 自主防犯活動の活性化と防犯協会への加入促進
- ・ II - 2 - ③ 地域安全マップづくり講習会

施策体系

基本目標の達成のため、3つの基本的方向を掲げ、次のとおり施策の体系として整理し、個別具体的取組内容を定めて推進していきます。

